

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県規則第33号

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 <u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u>	<u>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</u>
2 <u>条例附則第30項の規定により読み替えられた条例第3条第1項及び第4条第1項に規定する規則で定める額は、平成21年3月31日におけるその者の職務の級及び号給を、退職日に適用される職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の行政職給料表における職務の級及び号給とした場合に受けこととなる給料月額とする。ただし、平成21年3月31日におけるその者の給料月額を上限とする。</u>	
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）
1 略	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表
第1号区分 (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略	第1号区分 (1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）（以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの (2)～(4) 略
第2号区分～ 第8号区分 略	第2号区分～ 第8号区分 略
2 略	2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての

第1号区分～ 第4号区分	略
第5号区分	(1)～(7) 略 (8) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの、 <u>特2級であったもの</u> 又は3級であったもの（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。） (9) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの、 <u>特2級であったもの</u> 又は3級であったもの（第4号区分の項第9号に掲げる者を除く。） (10)・(11) 略
第6号区分	略
第7号区分	(1)～(9) 略 (10) 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた技能職員の給与に関する規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (11) 平成21年4月1日以後適用されている技能職員の給与に関する規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であったもの (12) 略
第8号区分	略

表	
第1号区分～ 第4号区分	略
第5号区分	(1)～(7) 略 (8) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの又は3級であったもの（第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。） (9) 平成18年4月以後の学校職員給与条例の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事の定めるもの又は3級であったもの（第4号区分の項第9号に掲げる者を除く。） (10)・(11) 略
第6号区分	略
第7号区分	(1)～(9) 略 (10) 平成18年4月1日以後適用されている技能職員の給与に関する規則の技能職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (11) 略
第8号区分	略

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。